



10月からこども医療費の 対象年齢を拡大します！



これまで、通院にかかるこども医療費の助成は、小学校就学前までのお子さんが対象でしたが(市町村民税非課税世帯に属する児童を除く)、10月から対象年齢を中学校卒業までに拡大します(一部、支給制限があります。)

■小中学生のお子さんの保護者の方

新たに対象となる小学1年生から中学3年生までのお子さんについては、受給資格登録が必要となります。

7月中旬ごろ、保護者あてに申請書を送付します。届きましたら、申請書に必要な事項を記入し、お子さんの保険証の写しを添付の上、福祉健康課へ提出してください(同封の返信用封筒で郵送又は直接役場にお持ちください。)

内容を審査の上、受給資格証を後日送付します。

提出期限 8月10日(金)

■小学校就学前のお子さんの保護者の方

お子さんが就学するとき、就学児用の受給資格証の交付申請が必要です(小学校に入学する年の1月頃に申請書を送付します。)

また、保険証や住所などが変更になった場合は、福祉健康課での変更手続きが必要です。

支給制限について

下記の町税等に未納のある方については、小中学生のお子さんの通院医療費の助成ができない場合があります。(詳細は、申請書に同封の案内文書をご覧ください。)

▶町民税・固定資産税・軽自動車税
国民健康保険税・保育料

※小中学生のこども医療費助成には、国や県からの補助金がなく、皆様からの貴重な税金を財源としています。負担と受益の公平を図るため、町税等の納付状況を確認の上、受給資格証を送付します。

新たな行政改革の取組み及び 条例の素案に関する意見を募集します

町では、新たな行政改革の取組み及び条例の素案について、次のとおり皆さまからの意見を募集します。

■募集事項及び担当課窓口

①「第5次松伏町行政改革大綱・実施計画(素案)」

企画財政課(メールアドレス：kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp)

②「(仮称)松伏町更生保護施設等の設置及び開所に伴う手続きに関する条例(素案)」

福祉健康課(メールアドレス：fukushi1050100@town.matsubushi.lg.jp)

■募集期間／7月1日(日)～31日(火)【必着】

■素案の公表／町政情報コーナー、中央公民館図書室、赤岩地区公民館図書コーナー、各担当課及び町ホームページ

■提出方法／各素案を明記(メールの場合は件名)し、住所、氏名をご記入の上、各担当課窓口へ郵送、FAX 991-7681又は電子メールにより送付してください。

■意見等の公表／提出されたご意見等は、町の考え方を付して、内容を公表しますので、特に個別回答はいたしません。公表する際、住所、氏名は記載いたしません。また、類似のご意見等はまとめて公表します。